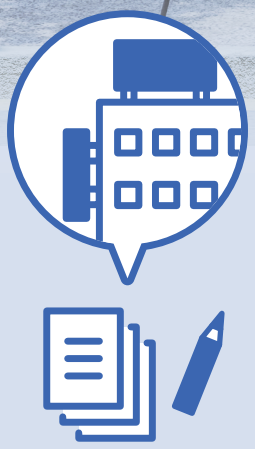
知っていますか？

屋外広告物のルールを守りましょう!!

1 許可申請を行っていますか？



- 一部の広告物を除き、許可を受ける必要があります。
- 許可期限後も引き続き広告物を出す場合は、継続許可の申請を行ってください。

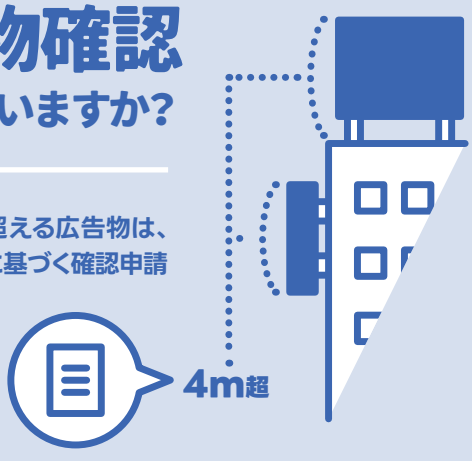
2 適切に維持管理していますか？



- 設置者や管理者には管理義務があります。
- 許可が不要な広告物も含め、すべての広告物について適切な時期に点検やメンテナンスをしましょう。

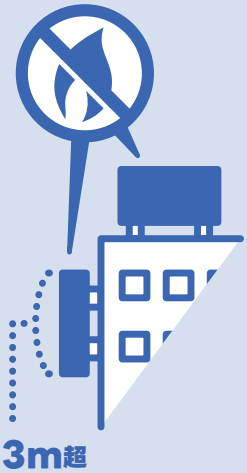
「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」もご活用ください

3 工作物確認を受けていますか？



- 高さ４ｍを超える広告物は、建築基準法に基づく確認申請が必要です。

4 不燃材料を使っていますか？



- 防火地域内の広告物で、建築物の屋上に設置するもの又は高さ3ｍを超えるものは、主要部分を不燃材料で造るか覆う必要があります。
- 防火地域の指定状況については、各市町にお問い合わせください。

お問い合わせ先　屋外広告物許可申請相談窓口　建築確認申請相談窓口

発行　神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課
土地区画整理グループ　電話：045-210-6201（直通）